阿南市葬斎場の運営に関する 調査特別委員会 記録

令和5年10月5日開催

- 1 日 時 令和5年10月5日(木) 13:59~15:44
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 山崎委員長 福谷副委員長 荒谷委員 横田委員 湯浅委員 幸坂委員 武田委員 渡部委員 金久委員 住友利広委員 小野委員 星加委員 喜多委員 福島委員 広浦委員 西川委員 久米委員 住友進一委員 平山委員 橋本委員

奥田委員 陶久委員 佐々木委員

- 4 欠席委員 水谷委員
- 5 正副議長 藤本議長
- 6 出席理事者 山本副市長 松﨑政策監 吉村市民部長 東條秘書広報課長 斎藤市民生活課主幹
- 7 事務局 岡部議会事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐 天川主査
- 8 傍 聴 者 0人
- 9 記 者 席 5人

協議事項

- (1) 阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会の調査事項について
- (2) 令和4年12月2日に葬斎場の人数制限を解除することに至った一連 の経緯について

【 会議の概要 】

開 会 13:59

山崎委員長

こんにちは。ちょっと時間が早いですが、全員といいますか、来ていただいていますので始めさせていただきたいと思います。

9月議会で阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会が設置されましたので、それについての委員会ということでさせていただきます。まず、本日の欠席者がありますので、水谷委員、遅刻の届がありましたのは住友進一委員、広浦委員です。

それでは早速、議題に入りたいと思いますが、副市長に、開会に当たって一言お願い申し上げます。

副市長。

山本副市長

阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会の開会に当たりまして、一 言、御挨拶をさせていただきます。

本日の特別委員会におきましては、昨年12月のコロナ禍における葬斎場の運営に関しまして御審議を賜るものと受け止めております。本日は、当時の運営に関わっておりました職員が出席させていただいておりまして、真摯に、質疑に対応させていただきたいと考えてございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- (1) 阿南市葬斎場の運営に関する調査特別委員会の調査事項について
- (2) 令和4年12月2日に葬斎場の人数制限を解除することに至った一連の経緯について

山崎委員長

それでは、審議に入りたいと思いますが、まず、当時の役職の方に御出席をいただいております。去年 12 月のことで、やはり説明がいるということでお願いをいたしました。そして、今日、私のほうから、まず冒頭に 2、3 質問をさせていただいて、その後、委員の皆さんの御質問を受けたいと思います。

まず、私のほうから、この人数制限解除に当たって、11 月中にそういう協議の場があったのか。まず、お答えをいただきたいと思います。 東條課長。

(久米委員「ちょっと待ってください」と呼ぶ)

山崎委員長 久米委員。

久米 委員 いやい

いやいや、この議題の(1)の、これについてきちっと定義をしなければならないのではないでしょうか。特別委員会の調査事項についてというのがありますので。

山崎委員長

提案理由の説明で、本会議で調査事項として設置をするということになりました。今日のものについては、本会議でも問題になったと思いますが、 人数制限に係る経緯について調査するというのが、本委員会に負わされた 委員会の使命であると思っています。ちょうど答弁も、12月の委員会、あるいは一般質問等を通じまして動いていましたので、まず、その経緯の中の事実を出すために、あえて、説明を聞かずに、担当者の方にお伺いするほうが、真実が、我々も情報が二転三転しております。いろんなことを言われる方もおりますので、私のほうから2、3点だけ質問をさせていただいて、進めたいと思います。

久米 委員 だから、今回のこの調査特別委員会の審議内容は、そのいわれている人 数制限についてのみということの確認、要するにそういうことをしないと。

山崎委員長 葬斎場の人数制限解除に関することについてということです。

久米 委員 ということでよろしいわけですね。

山崎委員長 はい。 福島委員。

福島 委員 この特別委員会の目的は、皆さんも御存知のように、9月25日に提出者が湯浅隆浩さん、賛同者がおって、動議を出して、私は反対しましたけれども設置できました。この目的は、人数制限の経緯ではなく、ここに書いてありますように、設置理由に書いてありますように、12月2日に葬斎場へ入場できる人数制限を解除したことについて、表原市長が特定の支持者の要望に配慮し、公平・公正でなく偏った行政運営を行っているとの疑義が生じている。このような疑義を解消するため、阿南市葬斎場の運営に関する特別委員会を設置した。これは、市長だったら、一般に市長は出前市長とかをしているし、どこの市町村長も市民の意見を聞いて行政運営をしていくのは当然なんで。問題は、特定の支持者に便宜を図ったということが問題なんじゃないですか。そうだとするなら、たちまち、支持者が誰かとか、本当にそういうことを認定しなければ、調査しても意味ないんちゃうんですか。人数制限…。

山崎委員長 よろしいですか。そういう過程の前提で、まず人数制限解除に至ったことを明らかにしないと、このことが分かりにくいから、まず前提条件を調べるために私は今日の委員会を招集しております。今日の委員会の趣旨はその点です。この中でどういう行為が起こったかを明らかにすることによって、特定の人に有利な計らいをしたとか、そういう過程が浮き彫りに出てきますので、私は、最初から特定の名前を出してする必要はないと判断し、今日はまず、市のほうのその当時の動きを御説明いただきたいということで質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 福島委員。

福島 委員 言っていることは分かりますけど、調査の目的が疑義を解消するため、 それで経緯といいますけど、今まで…。 山崎委員長 最終的に…。

福島 委員 一般質問で経緯は聞いております。ですから、この設置の前提条件である、本当にそういう特定の支持者の要望に配慮したかという、ここを抑えなければ…。

山崎委員長 そのためにちょっと、その当時の職員にお聞きをしていますので、まず 聞いていただきたいと思います。

私のほうから、まず、当時、先ほど言いましたように、11 月中に人数制限を解除するような会を持たれたのか、各3人の方に。

福島 委員 委員長。

山崎委員長 はい。

福島 委員 職員に聞くというけど、この頃、亡くなった故人とか遺族の意志によって新聞にも載せないし、ひっそり埋葬しているんです。そういうのを職員が名前を挙げたりしたら…。

山崎委員長 名前なんて聞いていませんよ、私。

福島 委員 支持者というのはどうやって特定するんですか。

山崎委員長 はい。

橋本 委員 前段で、状況を聞きましょうということでしょ。形になって、どういう ふうな形で進められたのか。だから、亡くなった人の名前とか、そんなことは聞く必要はないんですよ。だから、そんなことは言っていません。そ ういうことで、人数制限の解除にあたって、11 月頃から議論があったのか どうかということを、まず担当した職員に聞くということでしょ。異議な しです。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 秘書広報課の東條です。よろしくお願いいたします。

委員長の 11 月中に人数制限の解除について協議がなされたのかどうかという質問に対しましては、11 月中にはございませんでした。

以上、お答えとさせていただきます。

山崎委員長 吉村部長も齋藤主幹も同じ内容でよろしいですか。 吉村部長。

吉村 部長 市民部長の吉村でございます。昨年も市民部長を拝命されておりました ので、この場に出席させていただいております。

> 今、昨年の 11 月中に協議がなされたのかという質問でございますが、東 條課長の御説明と同じように協議の場はございませんでした。

以上、お答えといたします。

山崎委員長 齋藤主幹。

齋藤 主幹 市民生活課、齋藤と申します。

私のほうも先ほど課長、部長から答弁がありましたように、11 月中の協議はなかったということでございます。

山崎委員長 次に、11月中には協議はなく、答弁等を見てみますと、12月1日に協議をして、実施を 12月2日ということでしたということですが、その間の 12月1日にそういう協議の場を持ったという、誰が発議をされたのか。まず、お答えいただきたいと思います。

東條課長。

東條 課長 秘書広報課の東條です。

12月2日に葬斎場の人数制限の解除については、本会議や委員会で申し上げておりましたが、当時の市民生活課長として一連のことについて御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

山崎委員長 結構です。

東條 課長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、まず 12 月 1 日に秘書広報課を通じて、市長から葬斎場の人数制限について協議したい旨の連絡がございました。そこで、市長室にまいりましたところ、市長から市民から葬斎場の人数制限について解除してほしいという声が市長のほうに数多く寄せられているので、検討するようにという内容のお話がございました。これまでにも市民生活課において、御遺族から、コロナ禍で理解はしているけれども、10 人以上となっても最後のお別れはさせてほしいという声は数多くいただいておりました。

そこで、直ちに検証の参考とするため、県内7市の葬斎場の入場制限の 状況を電話にて確認したところ、徳島市と小松島市は人数制限が 10 人、 三好市においては 20 人以内としておりましたが、あとの4市については 人数制限をしていない状況でございました。また、新型コロナウイルス感 染症により亡くなられた方のガイドラインにおいても、葬斎場の人数制限 等の記述がございませんでしたし、市民の皆様や御遺族に満足していただ ける行政サービスではないかとの結論に至り、市長と協議を行った上、翌 日の2日から人数制限の解除に至ったものでございます。

しかしながら、2日に施設利用人数を無制限にしたことに伴い、多くの 遺族が火葬に立ち会われ、施設の管理上の問題があると2日の午後に葬斎 場の職員から相談がございました。また、同時に、施設において一つの家 族を1区画とした場合、控室の椅子は24席、畳の部屋なら20人程度とな りますので、1家族20人程度なら対応が可能であるとの提案も受けまし た。その相談や提案を受け、基本的な感染対策を継続しつつも、火葬の件 数が集中した際には葬斎場の職員等の感染リスクも高まり、また、御来場 の皆様の感染リスクも高まりますので、施設の管理上、やはり問題が生じ ると判断したため、1家族20人前後とする旨の結論に至りました。

適用については、12月3日は友引でございました。12月4日は友引の翌

日となることに伴いまして、9件という多くの火葬予約を受けておりましたので、直ちに対応が必要と考え、市長と協議を行った上、12月3日から上限を20人前後と再設定いたしました。

この事案については、遺族等の御意志をできる限り尊重しつつ、適切な 感染対策を講じる対応について、国からの指示やルール設定がない中で、 市の独自の判断を行ってきたところでありまして、その結果、議員からも いろいろ御指摘いただきましたが、十分な周知期間も設けることなく、誠 に試行錯誤的な対応となり、混乱を招いたことは事実でございます。市民 生活課長として、また、葬斎場長として、当時の関係者の皆様には御迷惑 をお掛けしたことについては深く反省しております。

また、昨年 12 月の委員会での答弁につきましても、直近のことであったにもかかわらず、12 月 2 日でと申し上げるべき日付を 12 月 1 日でと誤ったお答えになりましたことについても、私自身の落ち度でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、一連の経過の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

山崎委員長 まず、12月1日に、葬祭業者から電話があったと思うんですが、誰が受けて内容はどうであったのか、その時間をお答えいただきたいと思います。 齋藤主幹。

齋藤 主幹 12月1日の電話の受電について御説明いたします。

12月1日午後と思われますが、葬斎場職員のほうで1件受電しております。内容につきましては、人数制限の解除の確認の電話でございます。受電しました職員につきましては、氏名等については御回答を差し控えさせていただきたいと思います。

山崎委員長 ということは、解除の確認の電話がきたということは、業者のほうは、 解除されるということで、こちらのほうに電話がきたということですね。 齋藤主幹。

齋藤 主幹 12月1日午後、通常の予約状況で午後4時に翌日の葬儀の予定が決定いたします。2日の火葬の予定の御家族ないし、業者のほうにはその時点で私のほうが連絡しております。その確認であると思われます。

山崎委員長 解除というのは、市のほうが解除したから「いけますか」という確認で すか。

齋藤主幹。

齋藤 主幹 電話の内容は、人数制限の解除の確認ということで確認が取れております。

山崎委員長 ということは、業者さんサイドはもう解除されるという前提で話がきて いるということですね。

> こちらから解除する決定は、市のほうは1日の何時に決定をされたんで しょうか。

東條課長。

東條 課長 午後であったかと記憶しております。午後何時というのは、ちょっと記憶にないところでございます。申し訳ございません。

山崎委員長 決定されたのは、誰々が決定、市長から「この日に」という指示があったのか、それとも、部長、課長、主幹等、話し合ってこういうことを決めたのか。これはどちらでしょうか。 東條課長。

東條 課長 協議については、部長と齋藤主幹と私で、他市の状況とガイドラインと 確認して、市長のところに協議にまいりました。

山崎委員長 その中で、実施日が午後から協議して翌日に実施というのは、多分、委員の皆さんも、あまりにも性急すぎて。例えば、職員の――私が全部しゃべるといけないんで。職員の、あそこは特殊な部門ですよ、限られた人数で。コロナにかかったら濃厚接触者になって仕事ができなくて、葬斎場が動かせないというから、非常に緊張されている部門ですね。だから、現場の声を聞いてするべきではなかったかと思いますが、この点についてどのような検討をされたのでしょうか。 東條課長。

東條 課長 12月2日からの人数制限の解除につきましては、葬斎場職員には連絡というか、報告的な周知でありました。12月1日付では、葬斎場の職員には翌日、2日から人数制限の解除をするという報告というか、連絡であったかと記憶しております。

山崎委員長 私のほうの質問のこれで切り上げて、皆さんのほうから御意見をいただ きたいと思います。 西川委員。

西川 委員 根本的な確認ですが、つまりは特定の支持者の方に配慮して人数制限を 解除したわけではないということですよね。ここをちょっと明確に答えて いただければと思います。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 12月1日に市長から人数制限の解除のことについて、数多く市民の声が 寄せられているという中で、特定の支援者とか、支援者でないとかいうこ とにかかわらず、12月1日に市長のところに参りまして、お話をさせてい ただいた時点から、もう直ちに7市の確認をしたり、内間で協議したりし ましたので、特定の支援者とか、支援者でないということにかかわらず、 このような結果になっていたかと思います。

山崎委員長 橋本委員。

橋本 委員 今、伺っていますと、だとしたら、12月1日に決めました。じゃあ、全 体的な公平性を保つためには、市民に対してどのような説明をして、通達 をしなければいけないかということを考えなかったんですか、担当課として。それはどうですか。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 その際には、12月2日で7件の火葬の予約がございました。その7件の 火葬の御遺族や葬祭業者に、まずもって連絡して、納得をいただいてから、 市民に対しての周知を行うような段取りにしておりました。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 今の話の流れの中でのことですが、12月1日に市長からあったということですが、令和2年に制限をかけられました。そのときから市民の方からは、その人数制限について要望がなかったんでしょうか。お伺いをいたします。

山崎委員長 齋藤主幹。

齋藤 主幹 湯浅委員の御質問ですが、葬祭業者からの現地での話の中で、この状態がいつまで続くのかとか、この状態がいつ解除されるのかという声はお聞きしました。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 その制限の話ではなくて、当時、令和2年から葬斎場を利用された方は、 私も含めてなんですけれども、人数制限について10人以内ということで、 どうにか1人でも2人でも余分に行けないかという相談をさせていただ きました。その中で、いや、市のほうからは10人以内といわれておりま すのでということを最初から言われておりました。当時は、阿南市はそん なにコロナの感染者はなかったと思います。にもかかわらず制限をかけま した。そういう声をなぜ、その当時にすくいあげなかったのか。

また、令和4年の12月1日に、急に市長から、そういう市民の声があるという、その判断に至った、今まではそういう声が本当になかったんでしょうか。

山崎委員長 喜多委員。

(福谷副委員長 「今の質問については」と呼ぶ)

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 湯浅委員の令和2年からというのは、実は私は把握しておりませんで、 私が市民生活課でお伺いしたのは、令和4年の秋以降から数多くというか、 市民の声をいただきました。令和2年から人数制限のことについては、私 は把握しておりませんでした。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 令和4年の秋、また変わった時期であるなと思うんですけれども。当事者、その家族を亡くされた方については、最初から人数制限についてそういう思いを持っておりました。だから、なぜそこに耳を傾けないのか。それで、令和4年の12月に急にそういう市民に寄り添うようなことをしたのか。分からないところはたくさんあるんですけど、12月1日に市長から検討してくださいということに対して、なぜその日のうちに結果を出さなければいけなかったのか。その理由についてお伺いいたします。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 12月1日に至ったということについてでございますが、何度も申しますが、12月1日に市長とともに協議を行った結果、葬斎場の人数制限の記述がないことや、これまでいただいた御意見や要望に対し、市民の皆様や御遺族に満足していただける行政サービスではないかとの結論に至りましたので、翌日の2日から人数制限を解除したものでございます。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ちょっと質問を変えます。

部長にお伺いしますけれども、この前、委員会の中でもお聞きをさせていただきました。当時の市民生活課長からヒアリングをした上で人数解除に至った経緯について報告しますということでしたが、そのヒアリングをした結果、お聞きした内容と今回9月議会でされた答弁が違いますが、本当に聞き取りを、誰にヒアリングを行ったのか、また、なぜヒアリングをした結果と今回の答弁が違うのか、お聞かせください。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 市民部長、吉村でございます。湯浅委員の今の質問に御答弁いたします。

先日9月の議会、文教厚生委員会でもお答えしておりましたが、5月末に湯浅委員からの視察の際にこの件についてのお問い合わせがあり、担当課長にヒアリングした内容を7月に電話でお伝えしました。その際に、一言一句までは記憶はちょっと詳細については覚えておりませんが、人数制限の解除の決定の際に市民部長は入っていなく、のちに解除の報告を受けたという旨の内容を電話でお伝えしたかと私は記憶しております。そのことについては、先の9月議会の文教厚生委員会においても、湯浅委員の御質問に対する答弁の中で当時の認識として、御電話でお伝えしたとおりですと答弁いたしております。

しかしながら、その後の事実関係の検証で、実際には先ほど東條課長が 説明しましたように、人数制限の解除の協議の際には市長から協議の話を 受け、市長と私と担当課長が協議を行ったということが事実でございます。 何分ヒアリングの際の不十分さ、また、私のあいまいな記憶の範囲での電 話で湯浅委員に対するお答えとなってしまったことに対しましては大変 申し訳なく、この場でお詫びを申し上げて訂正させていただきます。申し 訳ありませんでした。 山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 そもそも私は、そんなお詫びを求めているわけではございません。私、 文教厚生員会の時にはちゃんとお話しましたよね。12月1日までは10人、 12月2日に人数制限解除、12月3日から20人に制限をかけたと。こうい うことがあったんですかと。部長はかかわったんですかと。それで、部長 のほうからは当時の課長からヒアリングをした結果を報告しますという ことで連絡をいただきましたが、部長からは令和4年の12月議会の委員 会質問の答弁のとおりですというお答えをいただきました。にもかかわら ず、なぜ今回変わったのか。そこはどういうことでしょうか。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 吉村でございます。

湯浅委員、5月の末の視察の際、それから何回か電話のやり取り、直接のやり取り、そして確認したのが、最後7月だったと思うんですが、ヒアリングの結果、こうでした。それで、先ほどいったように、ちょっとあいまいな記憶、一言一句、ちょっと記録を取っていないんですが、その中においては、基本的には令和4年12月の委員会の答弁のとおりですということを、そのときは認識しておりました。それで、その際の私の12月1日についての東條課長から連絡があった際とか、そういうところの記憶のほうがちょっとあいまいなところがあったことで、私は入っていませんとか、そういったやり取りはあったかと思うんですが、ちょっとそうした部分で誤解というか、そういった御迷惑をお掛けしてしまっている部分もあるのかなというのは感じております。

まずは、基本的には、あの7月の時点では答弁のとおりですが、追加として12月1日に一旦解除したけれども、いろいろな現場のほうから報告があって、もう一度、再度協議して12月3日に修正したという内容をお伝えしたと思います。

以上、御答弁といたします。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 今の内容がよく分かりません。私は、部長からお聞きしたのは 12 月の委員会の答弁のとおりですという報告しか受けておりません。その内容については聞いておりませんが、それはつけたしですか。

吉村 部長 報告したときは、委員会答弁のとおりですというのは申し上げました。加えて、委員会ではそのときに、先ほど東條課長からもございましたが、12月1日、12月2日のいい間違いということは、そのときは認識はありませんでした。ただし、その委員会答弁のそういうところのやり取りのその前段のところで、先ほど、私がちょっとお詫び申し上げたところのやり取りがあったかと記憶しております。以上です。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ここはあまり突っ込んでも仕方がないんですが、そういう報告をしたにもかかわらず、実際には 12 月 1 日の決定する会には参加していたということですよね。それというのは、こんな議員だからこの辺でいいかなという判断があったのかもしれませんが、議員からの相談というのはもっと真摯に受け止めるべきではないのかなと思います。委員会のとおりですという報告をしたにもかかわらず、なぜ、そのときに、私もその会に、決定したときにいましたということが言えなかったのか、お伺いします。

山崎委員長 吉村部長。

吉村 部長 吉村でございます。

今の御質問でございますが、私、ちょっとその 12 月 1 日というのが、プライベートのほうで大きいことがございまして、そこでいろいろ遠隔、東條課長とは電話であるとか、そのような、事務所でもいましたが、これはいいわけではないんですが、そういった事情がございまして、いろんな要因があったんですが、今回、この特別委員会が設置されまして、再度、そういった事実関係を検証した中で、そこで初めて、「あ、私おった」みたいな感じで気がついたのが、これが事実でございます。決して作為的に言わなかったということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 プライベートが忙しいというのは、それは分かります。いや、そうでななしに、私が相談してから結果をいただくまで2カ月ほどありましたよね。それで、その間にも、今、ヒアリングしています、こういう状況ですというのをお伺いしておりました。結果が出るのが遅いなというのは感じておりましたが、2カ月もヒアリングし、検討したにもかかわらず、なぜそんなにころころと答弁が変わるのか、私には理解ができないんですが、何かを守りたいというのはあるのかも分かりませんが、どうなんでしょうね。これは普通に考えれば、12月1日に市長から検討するように指示があったのであれば、もっと葬斎場も含めてどんな状況になるのか、ましてや、11月、12月のコロナの感染が収まっていない状況で、なぜ解除しなければいけないのか。市民に寄り添うというのは分かりますが、もっと少ない時期もあったはずですよ。その時期に検討しないにもかかわらず、なぜ令和4年の12月1日なのか。ましてや、12月3日が友引なら、検討して友引明けからでもよかったのではないでしょうか。

お伺いします。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 東條です。その件につきましては、湯浅委員が誠におっしゃるとおりで ございまして、葬斎場の職員からも友引明けにしてほしかったということ を、12月2日付に相談を受けました。湯浅委員がおっしゃるとおりでござ います。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 これ、11月、12月のコロナの新規感染者数は理解しておりましたか。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 令和4年7月から9月にかけて第7波の発生時においては、感染者数は 急激に拡大したものの、それ以前の波と比較して重症者数は少ない傾向で あったこともあり、また、令和4年9月の With コロナというので経済活 動も回していこうという中の判断もございました。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 そういう話ではなしに、11 月、12 月のコロナの感染者数を把握しておりましたか。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 11月7日から11月13日の陽性者は146人、11月23日から29日までの 感染者数は131人というところまでは確認しておりました。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それは阿南市でということですか。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 阿南保健所管内の陽性者数でございます。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。そこまで理解して本当に解除する状況だったのかどうか、お伺いします。

山崎委員長東條課長。

東條 課長 誠に試行錯誤的な対応でございました。 以上、お答えとさせていただきます。

山崎委員長 橋本委員。

橋本 委員 ちょっと関連して教えてください。

先ほど、東條課長のほうから、12月に入って、12月3日に友引だったと。 それを 20 人前後に決めるにあたって、職員には相談しなかったというこ とでしたね、現場の職員には相談しなかった。それで、その中で申し出が あったということを、今、おっしゃったんですが、職員からどのような申 し出があったのか、教えてください。 山崎委員長 東條課長。

東條 課長 12月2日の午後に葬斎場の職員が相談に参りまして、12月2日の火葬の立ち会いの人数が多かったことから、施設の管理上、運営に問題があるということで、葬斎場の職員から1区画を1家族にすれば24席、畳の部屋だったら20人なら収容可能ということで、葬斎場の職員から20人前後であれば対応可能という提案もございました。

山崎委員長 橋本委員。

じゃあ、もう一度、最初の確認ですが、12月1日に判断は解除の検討を 橋本 委員 していただきたいということと、12月2日には施設の管理上、規制を20 人にしてくれという形の中で協議をしたということですね。これ、本当に 不思議に思いませんか。12月1日に決めた、それで、12月2日に解除し た、もう全部で来てください、構いません。でも、周知徹底したのは7家 族ですよね。全市民にはできなかった状態ですよね。葬斎場へ来る人だけ の問題とは違うんですよ、これは。公平性、するのであれば市民全体に言 わなければ。いつ葬儀があるか分からないじゃないですか。そして、決め られたことというのは、12月1日に決めて12月2日に葬儀をするという ことは、もう宵の日は御通夜なんですよね。そのときに 10 人と決められ ていたから10人で決めているのに、15人も20人もということは、恐らく、 家庭のことを考えると無理かなと思うんですけどね。それは、個々、それ ぞれありますよ。しかしながら、そのような流れの中で、私たちが、もう 混乱しましたとか、そのような問題ではなくて、もう少し現場との意思疎 通というんですかね。しかしながら、その意思疎通をするにしても、職員 が、もう退職したように聞いているんですけどね、担当していたところの。 それはそれで、任用職員とか何かありますから、そうかも分かりませんけ れども。そういうような方たちの職員からどのような申し出があったかと

12月2日に解除するということで、12月3日に戻したと。すごく不自然に私は感じます。

いうことで、今、そのようにおっしゃった、それで確認を取りました。

以上です。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 12月1日に業者のほうへ連絡されたと思いますが、それはどのような連絡を誰がされたのかをお伺いいたします。

山崎委員長 齋藤主幹。

齋藤 主幹 湯浅委員の質問にお答えいたします。

12月1日の午後4時頃、12月2日に火葬予約のある葬儀会社へ私のほうが電話をしております。内容につきましては、当時の参列者の人数の参加解除の1点でございます。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 普通で考えますと、電話連絡というのはおかしいですよね。普通は、決まったのであればFAXなり、きっちりした形で連絡すると思うんですが、急がなければならない、電話で終わらさなければならない理由というのは何だったんでしょうか。

山崎委員長 齋藤主幹。

齋藤 主幹 その時刻というのが 12 月 1 日の午後 4 時以降と記憶しております。その 時間帯になりますと、先ほどの葬儀の用意でありますとか、御通夜の用意でありますとか、あるかと思います。葬儀におきましては、葬儀会社の担当というのが御家族につくことになっております、慣例上。そこで、一番連絡がつくのが確実であろうということで、葬儀会社に連絡した次第です。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 確実というのは分かるんですが、確実に連絡するのであれば電話とFA Xなり、文書で送るべきだと思いますが、それをしなかった理由について お伺いします。

山崎委員長 山本副市長。

示されております。

山本副市長 今、FAXで送らなかった理由はというような御質問もいただいたわけでございますが、恐縮でございますが、これに直接お答えをするものではございませんけれども、当時の対応、実は、私自身は当時、その意思決定には直接かかわらせていただいていなかったんですけれども、当時の状況、コロナの状況等とも、これまでも湯浅委員からそういう、何で秋になって、令和2年からうんぬんというお話もありましたので、少し、私の考えも入るかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思うんですけれども。まず、当時の状況といたしまして、令和元年から始まって、コロナ感染、ちょうどこの頃、具体に、今、たまたま私、資料を持っておりますが、東條課長からも御答弁があったかと思いますけれども、令和4年9月8日にWithコロナに向けた政策の考え方というのが国から示されて、ここでオミクロン株のワクチンの普及もだいぶしてきたということで、国は新たな行動制限を行わず、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針としたという方針が一つ

これに相前後するように、9月26日には、これは感染者の全数把握をこのタイミングでやめております、簡易化しております。今も簡易化した状況ですが。さらに、10月に入りましては、水際対策の大幅緩和ということで、海外から入国される方、あるいはこちらから出国するというのを大幅に緩和していると。そういう当時のコロナを取り巻く社会経済情勢、そういう背景があったのではないかというふうには、一つ思ってございます。そういう背景があってなんですけれども、なぜ、文書を出さなかったのかと。確かに、これはもう皆さん、御理解賜れるかと思うんですけれども、この葬儀に関しての感染対策をはじめとしまして、新型コロナウイルスの感染対策、これはいろんな、まさしく前例のない対応の連続ということで、国もいろんな専門家の意見を聞きながらさまざまな対策を打ち出してき

た。県も、あるいは市も、それぞれでいろんな判断、対応をしてきたということで、非常に難しい判断、あるいは難しい対応を迫られてきたわけで ございます。

この葬儀に関しては明確な国からの人数等を含めてのルールもないという中で、冒頭、東條課長が話したかと思いますが、市の状況、県内他市の状況もさまざまであったという中で、どう判断していくのかというのが、恐らく当時の議論の中でも、市長、部長、課長の中ではあったんではないかと思います。

確かに通常の行政の対応として、何日か前に通知をするですとか、あるいはきっちり文書でするだとか、それはもうおっしゃるとおりだとは思います。ただ、そうではあるんですけれども、本当に、その場、その場の対応で、確かに、今、振り返ってみますと、それが 100%適切な対応であったのかという意味においては、課長も言いましたけれども、反省すべきところはあると思います。

ただ、そういう中で、今、齋藤主幹も話しましたけれども、翌日のことがあったので電話でやった。なぜ、文書でしなかったのかというのはちょっと、そこはもう電話というのが意識にあってさせていただいた。あるいは、そこも含めて、その対応、繰り返しになりますけれども、今、冷静に考えて、行政の致し用としては、確かに、正直いって不手際、あるいは十分、足りないところもあったのかも分かりませんけれども、そのときはそういう形で、ある意味、時間との戦いというのではないですが、そういう状況も見ながら一生懸命対応させていただいたということではないかと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

山崎委員長 ちょっと、15分、休憩いたします。

休憩 14:57~15:13

山崎委員長 再開をいたします。

湯浅委員。

湯浅 委員 私のほうから、あと2点だけお伺いをさせていただきます。

今までのやり取りの経過を踏まえて、12月1日に決定されましたけれども、なぜ12月1日に決めなければならなかったのか、その理由についてお伺いします。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長

12月に市長のところに協議に参りまして、市長からそういった内容のお話がございました。それを受けて、市民生活課や葬斎場に寄せられた市民や御遺族の要望や御意見を踏まえ、何度も申しますが、ガイドラインや県内7市の状況を確認、入場制限の確認をして、周知方法などの協議を行って、その結果、葬斎場の人数制限の記述がガイドラインにないことや、市民の皆様や御遺族に満足していただける行政サービスができるのではないかとの結論に至って、市長と協議を行った上、翌日の2日から人数制限を

解除したような次第でございます。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 市長のほうから 12 月 2 日は解除してくれという話があったんですか。なぜ、12 月 1 日に決定しなければならなかったのかということをお聞きしているんですが、よろしくお願いします。

山崎委員長 東條課長。

東條 課長 市長からお話があった際には、翌日から人数制限の解除をしてほしいという話は全くございませんでした。ただ、その際には、あとになっては十分反省する点も多いんですが、そこの点はスピード感を持って対応してしまったがゆえに、このような事態を招いてしまったことになります。

山崎委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 それでは、葬祭業者の一一一から、葬斎場に電話があったと思います。 それは、何時に電話がありましたか。お伺いします。

山崎委員長 齋藤主幹。

齋藤 主幹 湯浅委員の御質問にお答えします。

特定の事業者に関しましては、お答えすることを差し控えさせていただ きます。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長あかん、そんなことは。時間ぐらいは言えるでしょう。

齋藤 主幹 未確認ですが、午後4時前後と思われます。

(「確認してもらったら、今」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 確認してください。

橋本委員。

橋本 委員 今の、非常に大切なことなんですよ。業者からの問い合わせが葬斎場に あったということだったんですよね。だから、その名前は分からなくても よかったんですが、その時間は分かりませんということだったんですね。 しかしながら、非常に大事なことなので、恐れ入りますが、通話履歴を調 べてください。通話履歴を調べたら分かるはずです。だから、それをよろ しくお願いしたいと思います。委員長にお願いします。

山崎委員長 はい、私もそう思います。要は、12月1日に市長から解除の話があって、協議をし、決定したということですが、業者から多分、私は直接聞いていませんから分かりませんが、解除の方向だろうと確認の電話が来たんでし

よう。ということは、業者のほうに解除の話がいっとんですよ。市の協議がないのに先にいっていると。それでは、やっぱりおかしいのではないですかというのが、今日のこの委員会の、葬斎場の運営において公平、公正ではなく、偏った行政運営が行われたのではないかという疑義が生じており、その疑義を解消するために行う特別委員会であります。それだけに、そういう事実関係のところはきちんと把握して、審議をしたいと思いますので、何時にあったのか、確認を取っていただきたいと思います。 喜多委員。

喜多 委員 そうしたら、その確認の間に少し意見を述べさせていただきます。

私は執行部側の説明で分かりました。分かったということは見晴らしが よくなるということなんですけれども、どうも今、疑義を抱いている方た ちとは見ている景色がだいぶ違うんだろうなと思っております。今、細か いことを言っておりますけど、基本的に、私は市会議員でいろんな方から、 市民の方から要望を受けます。要望を受けるんですけれども、そのときに、 私はこの人だから、この人だからという区別はいたしません。要望の中身 でいきます。中身で、それは困っていますねということだったら動きます し、いや、それはちょっと無理でしょう、動きません。で、特定のうんぬ んとか言われますけれども、要は市民です。私は、市民は誰でも、全然知 らない、どこかから来て、別に支援者でなくても、それは必要だなと思っ たら動きます。私は、市長、分かっていますけれども、いつも市民、市民 ということを言っております。恐らく、うんぬん、いろんなことを言われ てますけど、要は市民からの要望がたくさんあったと。そのときに恐らく、 非常にセレモニーなので、重要な儀式なんですね、葬儀というのは。それ で、やはり何とかしないと。どこで思ったんですかと言われても、それは 今、食べたいと思ったら食事をしに行きますし、どこかで市長は、これは しなきゃいけないと判断したんだと思います。それは、基本的に市民の声 です。それで判断して動いた。私はそのように思っています。だからまる で景色が違うなというのだけ、一言申しておきます。

山崎委員長 意見としてお伺いします。 小休いたします。

小休 15:21~15:26

山崎委員長 再開いたします。

今、12 月の件ですぐにはちょっと分かりにくいので、調べますということなので、それで…。

(住友利広委員「1時間ぐらい…」と呼ぶ)

山崎委員長 そんなんでは…。今日、1時間審議していますので、この委員会で疑義 を正すために、参考人として松本秀行さん、当時の場長代理という方を、 参考人として招致したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 住友さん。

住友進一委員 松本さんって、一般の方ですよね、今。

山崎委員長 小休します。

小休 15:27~15:29

山崎委員長 再開いたします。 福島委員。

福島 委員 職員を呼ばれるということですけれども、場合によっては地方公務員法 34条に、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者の許可を受けなればならない。とか、こういう規定があります。私、場合によったら、これは、この委員会というのは、問題になっとんは、いつ電話したかじゃなしに、これに書いてあるでしょう。この特別委員会の設置理由として、12月2日に葬斎場へ入場できる人数制限を解除したことについて、表原市長が特定の支援者の要望に配慮し、公平・公正でなく、偏った行政運営を行っているとの疑義が生じている。この疑義を解消するため、阿南市葬斎場の運営に関する設置となっとるわけです。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 疑義があるから、そういう疑義を解明するために、事実関係をお聞きしているんです。

福島 委員 では、委員長、支持者ということになってくる、認定できるんですか。 やっぱり思想、良心の自由もあるし、投票の秘密も憲法で保障されている 中で、この人が支持者であるとか、今、ーーーという名前が出ましたけど。

山崎委員長 それは業者の名前でしょう。

福島 委員 そこで…。

(口々に呼ぶ者あり)

福島 委員 そういう中でしたら、私、その人の思想、良心の自由に、いくら公の場で、この人が支持者であるかどうかというのを確認すること自体が大きな問題と思います。

山崎委員長 支持者かどうかというより、今日の、疑義があるのは、そういうふうに

見られているから、支援者の人だけ有利にされているのではないですかと 言われるから、こういう疑惑が起こっているんですよ。

福島 委員 誰かの偏見ではないんですか。さっき、言よるように、何か、あの日には7件の葬斎があって、多くの方から、ずっと以前から解除してほしいという意見があるということを言よる中で、ある特定…。

山崎委員長 それはもう、調査委員会を設置していますので…。

西川 委員 今、人を召喚するというお話があったんですけど、この委員会が特定の支持者、さっきと同じ話もちょっとあるんですけど、(2)の要望に配慮し、葬斎場を開けたか、開けていないかというところの疑義を解消するために、私は召喚、ここに呼ばれているんだと思うんですけど、今日、ご覧のとおりマスコミも来られている中で、今、福島さんがおっしゃったように特定の支持者かどうか分からないという状況で、支持者の定義というところも分からない状態で、全員の名前でこの会をするというので、私はちょっと賛同できなかったんですけど、開かれたのであれば、やっぱり中に入らないとどういうことか分からないと思って来ているんですけど、召喚してから、テレビ報道とかも来られている中で、このまま進行していって、本来の趣旨である阿南市葬斎場の運営に関する疑義を解消するということが、より疑義を持たれてしまうことになってしまうのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

山崎委員長 一応、そういう前提で、本会議で可決していますので、この委員会はそ ういう趣旨で開いておりますので。委員会のところで…。 どうぞ。

西川 委員 委員会が設置されたことは、多数決でそうなったので仕方ないと思うんですけど、人を召喚することによって、その疑義が…。

山崎委員長 すみません、ちょうど、その方がその時の場長代理で、実質的な現場の 責任者の方ですからお呼びしようということです。今日おいでる方、東條 課長、当時葬斎場長、齋藤主幹、こちらに椅子があるんです。現場ではな い。現場の方の意見も聞かなければいかんというので、お呼びしようとし ているだけで、先ほど、守秘義務は言われましたけれども、その当時の状 況を全部、守秘義務に該当するんですかね。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 そんな、普通の仕事の内容を説明するぐらいが守秘義務に該当するとは、 私は思いませんけどね。

福島 委員 この調査委員会の目的が、何度も言いますが、表原市長が特定の支援者 の要望に配慮し…。

(口々に呼ぶ者あり)

福島 委員 公平、公正でなくなった。それで、その疑義を解消するためということですから、さっき市が言よったように、あの日は7件もあって、以前から解除してほしいという意見があったと。その中でしたという中で、

山崎委員長
それは福島委員の見解ですので、お聞きをしておきます。

福島 委員 いや、見解ではなく、事実でしょう、それは。そういう中で、場長が出てきて、誰がそれを支持者と誰が結びつけたんですか。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 進めます。

西川 委員 ただ、僕たちも委員なんですけど、そういうふうな流れになるというの を全く知らなかったので、今、ちょっと聞かせていただいて…。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 はい。

福島 委員 それと最後。それと、これ、場合によったら地方公務員法というのは罰 則規定が少ないんですけど、これに罰則があるんです。これに違反をした ら、その辺も十分考えてなさっているんでしょうか。

住友進一委員 ちょっと確認だけ。

山崎委員長 はい。

住友進一委員 明日、決算審査特別委員会があって、葬斎場も出てくるんだけれども、 先ほども言いましたけど、費用弁償のこともあると思うんです。それは今 年度でやるんかとは思うんだけれども、なので、明日との兼ね合い…。

山崎委員長 住友委員長のほうからそういう申し出もあったので、明日の決算審査特別委員会のほうは、いわゆる決算ですので、お金のほうの話ですので、その部分についてはどうぞ。運営に関してというほうは今日もありますし、今後の委員会もありますので、それで十分…。

住友進一委員 それでね、運営も含めて決算審査になっとんです。

山崎委員長 なっとうけど。

住友進一委員 その部分を限定してやるという話だったじゃないですか、この人数制限 の分で解除するという分についての。本会議場ではものすごく幅広く運営 に関する調査って広げてますよね。それを委員長の方で限定してくれたん だけれども、委員の同意を得てしとかないかんとは思う。

山崎委員長 申し出があるので、限定は、先ほど…。

久米 委員 委員長。

山崎委員長 はい。

久米 委員 私、とやかくいうつもりはないんだけど、西川さんも言われとったけど、 僕、今日、一番最初にいったのは、議題の(1)のことをきちっと整理を して、今日はこういうことまでやりますよということを、この調査委員会 で、特別委員会でやりますということをきちっと…。

山崎委員長 最初に…。

久米 委員 設定しないと。だから、今みたいに、今さらだとか、そういうふうになるわけ。だから、最初にこれについて、この疑義うんぬんについてもきちっとしますよということを、それを、僕、最初、言いたかったんですよ。

山崎委員長 委員会が設置されて、その趣旨でこっしゃえると思っていますので、委員会の中でどの部分をやるかというのは…。

久米 委員 いや、だから、このような疑義を解消するためという、この日本語が難 しいところなんですが、要するに、葬斎場の運営に関する調査特別委員会 を設置する。だから、運営となってきたら広い範囲になってくる。だから、 今日は(1)のことで、委員長がきちっと整理してしないからおかしくな る。

山崎委員長 今日は、入場制限をしたものについて審議しますという限定をしていま すから。

久米 委員 だから、それで採決、方針を委員会で決めないと。委員長が言ようだけ であって、委員会で整理をしないから話が食い違う。

(星加 委員「1と2がある」と呼ぶ)

山崎委員長 1と2。1は設置の目的ね。それと、2のほうは、私、口頭で申し上げ たとおり、人数制限についての、解除についての疑義があるから、今日の 委員会を開きましたと申し上げていますので、限定していますので。

(「解釈が違う」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 それで、すみませんが、理事者のほうも時間があるので…。 東條課長。

東條 課長 先ほどのーーーから葬斎場のほうにどのような…。

山崎委員長 あまり、業者名、もう言わないで…。

星加 委員 言ってしまったのはもう委員側ですから、それに対する答えでしょ。

山崎委員長 委員が、われわれ、ーーーなんて言っていませんよ。

星加 委員 言いました。

(藤本議長「小休中です」と呼ぶ)

山崎委員長 小休中でしょう。言われたから、初めて名前を出したんですよ。

(口々に呼ぶ者あり)

(福島委員「名前が分からなんだら、電話できん」と呼ぶ)

山崎委員長 そういったら分かるでしょう。

(福島委員「ーーーって言うた。」と呼ぶ)

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 聞いておきます。どうぞ。

東條 課長 大変失礼いたしました。業者から何時にどのような連絡があったかということについて、再度、確認しましたところ、4時頃に技能員が、4時頃に、10人以上の解除について、本当ですかという問い合わせがございましたので、葬斎場のほうは人数制限の解除のことについて承知しておりましたので、10人以上になってもお越しくださいというふうにお答えしたということでございます。

山崎委員長 答弁についてお聞きしときます。受けた方はどなたなんでしょうか。 東條課長。

東條 課長 葬斎場の高見技能員でございます。

山崎委員長 分かりました。

それでは、先ほど申しましたが、次、参考人として松本秀行さんをお呼びしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

山崎委員長 賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

(挙手 多数)

山崎委員長 賛成多数ですので、議長名でお呼びすることにいたします。 次回は 16 日の予定ですので、また時間が分かれば通知をさせていただき ますので。今日の…。 (口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 すみません。16日の時間はちょっとまだですので。

(口々に呼ぶ者あり)

山崎委員長 本日はこの程度で委員会を終わりたいと思います。大変お疲れ様でした。

閉 会 15:44